

令和4年度 第3回播磨町農業委員会議事録

1、会議開催日時 令和4年6月20日（月） 午前10時00分～午前10時40分

2、会議場所 播磨町役場 3階 A会議室

3、出席委員氏名

1番 岩本 宏司	2番 大辻 隆廣	3番 岡本 章男	4番 木村 勝
5番 佐伯 志朗	6番 田中 進	7番 中野 重信	8番 福壽 実
9番 松本 富子	10番 三宅 明		

出席委員 10名 欠席委員 0名

4、農業委員会事務局職員

事務局長 藤田 悅孝 主査 青田 修伍 安田 めぐみ

5、議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと（町許可）

議案第7号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出のこと

議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借契約解約の通知報告のこと

報告第3号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認のこと

令和4年度 第3回播磨町農業委員会

日時：令和4年6月20日

開会 午前10時00分

○議長 ただいまから令和4年度第3回播磨町農業委員会を始めます。

本日の出席委員は10名中10名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しています。

次に、播磨町農業委員会会議規則第11条に規定する議事録署名委員ですが、10番の三宅委員と1番の岩本委員にお願いいたします。

それでは、これより議事目録に従い、議事を進めます。

議案第6号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局 議事朗読及び説明（別紙参照）

○議長 それでは、現地調査された大辻委員の報告をお願いします。

○大辻委員 地図は4ページ、写真は5ページです。譲受人は、以前からこの農地の東側を所有されていて耕作されています。水路関係等も何ら問題ないと思われます。

○議長 はい。説明、報告は終わりました。他の委員の方で御意見、御質問ありませんか。特に、意見・質問がなければ採決します。原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

○委員 （挙手）

○議長 挙手全員ですので、議案第6号は原案のとおり許可することといたします。続きまして、議案第7号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出のこと」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

○事務局 議事朗読及び説明（別紙参照）

○議長 それでは、1番を現地調査された福壽委員の報告をお願いします。

○福壽委員 地図は8ページです。場所は [REDACTED] の南側で、すでに家が建てられておりるので始末書が出されています。農地の西側は道路で水路もありますので問題はないと思われます。

○議長 説明、報告は終わりました。他の委員の方で御意見、御質問ありますか。

○委員 (異議なし)

○議長 特に意見、質問がなければ、市街化区域の転用ですので、農地転用届を受理することに決定します。次に、2番を現地調査された佐伯委員の報告をお願いします。

○佐伯委員 場所は、[REDACTED] の西側付近です。現況は休耕で、この農地の北側は広い道路で南側は住宅地です。西側の農地は届出者の農地ですので、水路等は問題ないと思われます。以上です。

○議長 説明、報告は終わりました。他の委員の方で御意見、御質問ありますか。

○委員 (異議なし)

○議長 特に意見、質問がなければ、市街化区域の転用ですので、農地転用届を受理することに決定します。次に、3番を現地調査された木村委員の報告をお願いします。

○木村委員 [REDACTED] の南側で、[REDACTED] の北側です。現況は、すでに造成されていて倉庫用地・駐車場用地等で使用され、農地転用を出されていなかったようです。始末書はあります。以上です。

○議長 説明、報告は終わりました。他の委員の方で、ご意見・ご質問はありませんか。

○委員 (異議なし)

特に、意見・質問がなければ、市街化区域の転用ですので、農地転

用届を受理することに決定します。

議案第8号「農地法第5条第の規定による許可申請審議のこと」を
議題と致します。事務局の説明を求めます。

○事務局 議案朗読及び説明。（別紙議案参照）それでは、1番から説明させて
いただきます。

○議長 1番を現地調査された大辻委員の報告をお願いします。

○大辻委員 場所は、[REDACTED]北側付近です。現況は、草が生い茂っています。
西隣の農地には水路があり、水利組合の同意書もありますので特に
問題はないと思います。

○議長 説明、報告は終わりました。他の委員の方で、ご意見・ご質問はあり
ませんか。特に、意見・質問がなければ採決します。原案のとおり
許可相当として県知事に進達することに賛成の委員の挙手を求めま
す。

○委員 （挙手）

○議長 挙手全員ですので、議案第8号の1番は原案のとおり許可相当として、
県知事に意見書を送付いたします。次に、2番について事務局の説
明を求めます。

○事務局 説明（別紙参照）

○議長 それでは、現地調査された大辻委員の報告をお願いします。

○大辻委員 議案第8号の2番は、議案第8号の1番と隣接しており報告は同じ内
容になります。

○議長 説明、報告は終わりました。他の委員の方で、ご意見・ご質問はあり
ませんか。特に、意見・質問がなければ採決します。原案のとおり
許可相当として県知事に進達することに賛成の委員の挙手を求めま
す。

- 委員 (举手)
- 議長 挙手全員ですので、議案第8号の2番は原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。次に、3番について事務局の説明を求めます。
- 事務局 説明 (別紙参照)
- 議長 それでは、現地調査された大辻委員の報告をお願いします。
- 大辻委員 地図は20ページ、写真は21ページです。場所は、
[REDACTED] 東側です。これから、隣接している南側の農地に水が入る為、水路は管理されていますので特に問題はないと思います。
- 議長 説明、報告は終わりました。他の委員の方で、ご意見・ご質問はありませんか。特に、意見・質問がなければ採決します。原案のとおり許可相当として県知事に進達することに賛成の委員の举手を求めます。
- 委員 (举手)
- 議長 挙手全員ですので、議案第8号の3番は原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。
- 続きまして、報告第2号「農地法第18条第6号の規定による賃貸借契約解約の通知報告のこと」を議題と致します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案朗読及び説明。 (別紙議案参照)
- 議長 説明、報告は終わりました。他の委員の方で、ご意見・ご質問はありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 特に、意見・質問がなければ、報告第2号は以上をもちまして報告とさせていただきます。続きまして、報告第3号「相続税の納税猶予

に係る特例農地等の利用状況確認のこと」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

- 事務局 議案朗読及び説明。（別紙議案参照）
- 議長 現地調査された佐伯委員の報告をお願いします。
- 佐伯委員 所有者は [REDACTED] の方で、[REDACTED] にも農地を所有しております。現況は休耕の状態です。他の方に貸すことはありません。以上です。
- 議長 説明、報告は終わりました。他の委員の方で、ご意見・ご質問はありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 特に、意見・質問がなければ、報告第3号は以上をもちまして報告とさせていただきます。以上で、本日予定しておりました議事については、すべて終了しました。これにて第3回播磨町農業委員会を閉会いたします。

上記のとおり、会議録を調整する。

令和4年6月20日

議長 岡本 章男

議事録署名人 三宅 明

議事録署名人 岩本 宏司